

札幌市告示第 645号

札幌市交通局告示第 32号

札幌市水道局告示第 44号

札幌市病院局告示第 55号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項並びに札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第2条第3項及び第14条第2項並びに札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年規則第79号）第3条（第14条において準用する場合を含む。）、交通局にあつては札幌市交通局契約規程（平成4年交通局規程第17号）第2条第3項及び第14条第2項並びに札幌市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年交通局規程第11号）第3条（第14条において準用する場合を含む。）、水道局にあつては札幌市水道局契約規程（平成4年水道局規程第9号）第2条第3項及び第14条第2項並びに札幌市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年水道局規程第11号）第3条（第14条において準用する場合を含む。）、病院局にあつては札幌市病院局契約規程（平成18年病院局規程第32号）第2条第3項及び第14条第2項並びに札幌市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成18年病院局規程第33号）第3条（第14条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度において札幌市（交通局、水道局及び病院局を含む。）が発注する工事の請負に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に經常共同企業体として参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）を定めたので、下記のとおり告示する。

令和6年2月15日

札幌市長 秋元 克広

札幌市交通事業管理者
交通局長 中田 雅幸

札幌市水道事業管理者
水道局長 佐々木 康之

札幌市病院事業管理者
病院局長 西川 秀司



記

1 競争入札に經常共同企業体として参加できない者

次の各号のいずれかに該当する者を構成員とする經常共同企業体は、参加資格の審査を申請することができない。

(1) 特別の理由がある場合を除くほか、次のいずれかに該当する者

ア 契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 役員等（申出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、申出者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質

的に関与している者を、申出者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(2) 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事実があった後、審査基準日において3年を経過しない者(ただし、これらの事由により既に札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)に基づく参加停止の措置を受けた者を除く。)

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ 上記アからカの規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 直前1期の決算(当該期の会計期間が12月に満たない場合は直前2期の決算)における製造、販売、請負等の実績高がない者

(4) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者

(5) 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者

2 参加資格審査申請に経常共同企業体として必要な資格要件

(1) 構成員のすべてが、土木、下水道、舗装、造園、建築、電気、管の各工種のうち申請しようとする工種について、令和5・6年度札幌市競争入札参加資格者名簿(工事)に登録されており、かつ、当該名簿において格付等級が第2位等級以下であること。

(2) 構成員のすべてが、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条の要件を満たす中小企業であること。

(3) 構成員のすべてが、札幌市内に建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に基づく許可における主たる営業所を有する者であること。

(4) 構成員数が、2又は3者であること。

(5) 構成員の組合せは、同一の工種で、同一等級又は直近等級に属する者の組合せであること。ただし、構成員数が3者の場合において、各構成員の格付等級が直近で連続しているときは、直近二等級までの組合せとすること

ができる。

3 申請できる工種数等

一つの企業が、経常共同企業体を結成して申請する場合、5工種まで申請を認める。
なお、一つの企業が、一つの工種に登録できる経常共同企業体の数は1までとする。

4 等級格付

申請工種における経常共同企業体の札幌市競争入札参加資格者としての等級格付に当たっては、札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領運用指針（平成14年9月18日管財部長決裁）第12要領第16条関係に規定する経営規模等審査基準に基づき、それぞれ算出する点数の総合点により定めるものとする。

なお、経営規模等審査基準に基づく審査数値は公表することがある。

5 参加資格の審査基準日

申請日

6 申請方法等

(1) 受付方法

インターネットを利用して札幌市入札参加資格申請システムにアクセスし、画面上の申請フォームに必要事項を入力し、申請書を送信するとともに、下記(5)に掲げる書類を提出する方法による。

(2) 受付期間

令和6年2月16日（金）から令和6年9月30日（月）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

下記(5)に掲げる書類については、申請書の送信後、5開庁日以内に提出すること。

(3) 受付時間

午前9時00分から午後5時00分まで

(4) 札幌市入札参加資格申請システムのURL

<https://sg5.city.sapporo.jp/SINSEI/>

(5) 提出書類

下記ア～エの書類を提出すること。

ア 添付書類一覧表

イ 協定書

ウ 経営事項審査結果の通知書の写し（構成員全者分）

エ 工事申請工種別・完成工事高内訳表（構成員全者分）

(6) 書類の提出先

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所14階 財政局管財部契約管理課

(7) 申請において使用する言語

申請に使用する言語は日本語とする。なお、提出書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を付記又は添付すること。

7 参加資格の決定通知等

参加資格の審査の結果、参加資格を有すると決定したときは、経常共同企業体の代表者に対し、競争入札参加資格認定通知書により通知するとともに、令和5・6年度札幌市競争入札参加資格者名簿（経常共同企業体）に登録する。また、参加資格を有しないと決定したときは、競争入札参加資格不認定通知書により通知する。

なお、インターネットを利用して送信する申請書の内容及び提出書類に不備がない状況で揃ったときを受理とし、毎月1日から15日に受理したものは当月中に、16日以降に受理したものは翌月中に、審査結果を通知するものとする。

8 参加資格の有効期間

上記7に掲げる競争入札参加資格認定通知書による通知日の翌月1日から令和7年3月31日まで

9 参加資格の取消し

経常共同企業体としての札幌市競争入札参加資格者が、次の各号に該当することとなったときは、参加資格を取り消す場合がある。

- (1) 競争入札の参加資格申請において虚偽の申請をした者
- (2) 経常共同企業体の構成員が、札幌市競争入札参加資格者の登録を取り消された者

10 問い合わせ先

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課（電話 011-211-2152）